

酒田市
タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務
仕様書

令和6年10月
酒田市総務部人事課

1. 業務の名称

酒田市タレントマネジメントシステム(以下「本システム」という。)導入及び運用保守業務

2. 委託期間

契約日から令和7年 3 月 31 日

3. 業務の目的

- (1)酒田市職員の人材情報(経歴、評価、研修、スキル等)を本システムに集約し、一元化及び可視化を図る。
- (2)各所属、各職階などにおける必要な能力、スキルなどの要件を定めるとともに、そうした人材要件と一元化及び可視化した人材情報を多角的に分析し、適正な人材配置、人材育成を図る。
- (3)人事評価業務を本システム上で実施することにより、業務の効率を図るとともに、納得度の高い人事評価制度の構築を図る。

4. 機能要件等

- (1)本システムの利用想定者数は正規職員約850人とする。
- (2)本システムの機能については、「機能要件確認表」(様式6)のとおりとする。

5. 業務の内容

受注者は、本システムの導入に係る次の業務を行う。

- (1)本仕様書、「機能要件確認表」(様式6)に基づき、システムの導入構築及運用保守を行うこと。
- (2)本市の円滑な本システム運用のため、本市からの問い合わせに速やかに対応するなど総合的なサービスを提供すること。
- (3)システムを運用する人事担当課やシステムを操作する職員を対象とした操作研修を実施すること。

6. システム環境等

「酒田市情報セキュリティポリシー」を踏まえたシステム環境等を提供すること。

(1)システム環境

- ① クラウドサービスとして提供され、パソコン、タブレット、スマートフォンからインターネットを通じて利用できること。
- ② 庁内LGWANネットワーク上の端末から、自治体セキュリティクラウド経由でインターネット上のデータセンターへ接続し、システムを利用できること。
- ③ 総務省のガイドラインに基づき、庁内LGWANネットワーク上の端末で利用するブラウザは、仮想インターネットブラウザ(Soliton SecureBrowserⅡ)に限定されているため、当該仮想ブラウザでシステムを利用できること。なお、仮想ブラウザは当市にて整備済みであるため、その経費は今回の調達には含まない。
- ④ 自治体セキュリティクラウド及び仮想インターネットブラウザは、より強固なセキュリティ対策

を講じているため、システム利用を行う上で利用に支障を来たすおそれがあるため、他団体の事例などの情報共有を行い、円滑なシステム運用を行うことができるよう対応方法の検討や助言など主体的に支援すること。

(2)クライアント環境要件

クライアント端末については、次に掲げる環境で利用できるものとする。なお、端末の入れ替えなどが発生した場合であっても、設定作業などを業者に委託する必要のないものかつ追加費用を必要としないものであること。

ブラウザ：GoogleChrome/MicrosoftEdge/Safari ※最新版
仮想ブラウザ：Soliton Systems Soliton SecureBrowser II
OS：Windows10 以上(LTSB/LTSCを含む)、
iOS10 以上、Android9.0 以上

(3)情報セキュリティ要件

- ① 酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年酒田市条例第30号)その他の関係法令に準拠していること。
- ② 本サービスの提供元は、プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。
- ③ 接続元のIPアドレスの制限ができること。
- ④ 本システムの障害時におけるデータ復旧の体制(データ管理及びバックアップ)が整っていること。
- ⑤ ファイヤーウォール等を構築し、システムへの不要なアクセスを遮断すること。
- ⑥ システムの監視を常に行い、システム停止等の重度な障害が発生した場合は、速やかに市に通知すること。
- ⑦ サーバー及びネットワーク機器等は24時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用が疑われる場合は、原因調査及び追跡が可能であること。
- ⑧ 大規模災害などにおけるディザスタリカバリ体制があること。
- ⑨ 受注者は定期的(年1回以上)に第三者による脆弱性診断を行い、指摘項目の改修を行うこと。
なお、改修の費用は受注者にて負担する。
- ⑩ 本システムへのアクセスは、IDとパスワードにてログインできること。IDとパスワードは、全職員個別に設定ができること。通信はSSL暗号化通信によりセキュリティを確保すること。

(4)データセンター要件

- ① 使用するデータセンターは、日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。
- ② 準拠法が国内法であること。
- ③ システムを運用するオペレーションが日本国内で実施されていること。

(5)運用・保守要件

- ① システムの定期的なメンテナンスを行うこと。ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスを行うこと。
- ② 制度の法改正によるシステム改修が発生した場合は、利用料又は保守料の範囲内で対応する

ことを原則とする。ただし、大規模な改修を行う場合は、別途協議とする。

③ 問合せ先を明確にし、即座に対応が可能なこと。

④ 導入作業及びサービス提供業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行うこと。

7. 導入スケジュール

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までに、本市が本システムに集約を依頼する人材情報を一元化及び可視化できるよう、また本市の現在の人事評価業務を本システム上で稼働できるように本システムを構築すること。なお、令和7年4月以降に実施する、現在の人事評価制度の見直しに伴う本システムの機能の見直し(評価項目の見直し、360度評価の導入など)、人材要件や人材情報の多角的な分析による適正な人材配置を図るシステム運用については、実施時期を含め、契約締結後に受注者と本市が打ち合わせの上、決定することとする。

8. 検査

市はシステム構築後、各機能および動作速度等について検査を実施する。検収条件として、以下にあげる納入成果物を提出し、承認を得ること。

9. 成果品

受注者は委託期間の満了前までに、次にあげる事項に留意の上、業務に関する成果品を発注者に提出するものとする。

(1) 成果品の構成

① タレントマネジメントシステム一式

② タレントマネジメントシステム操作マニュアル等 電子データ一式

(2) 納入場所

山形県酒田市総務部人事課(酒田市役所7階)

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号

10. データ書き出し要件

本契約の終了時に、本システム内に搭載したデータを取り出し、発注者が指定するフォーマットにより記録媒体に格納して引き渡すこと。また、引継ぎのためのデータを発注者が確認した後、受注者は速やかに本システムのデータを完全に消去し、その結果を報告すること。なお、本契約終了後に再契約等でシステムを継続利用する場合には、この書き出し要件は自動的に再附帯するものとする。その他、詳細については市と協議の上これを定めるものとする。

11. 留意事項等

(1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に則り適切に管理する。

(2) 受注者は本業務に当たり、酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年酒田市条

例第 30 号)その他の関係法令を遵守して業務にあたること。

- (3) 受注者は市が定める「酒田市情報セキュリティポリシー」を遵守して業務にあたること。
- (4) 受注者及びその作業者は、本業務に係わる全ての個人情報の保管・管理について電子計算機処理に係わるデータ保護管理規定に従うこと。また、当該データの漏洩、消滅、棄損等の事故発生を防止すること。
- (5) 目的外使用の禁止について、受注者は、市が保有する情報媒体(磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、USB メモリ等)を本業務の目的外に使用し、または第三者に提供してはなら
- (6) 本業務は、その履行における責任を明確にするため、原則として受注者自らが行うものとする。
- (7) 本業務に必要なとなる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受注者の負担とする。
- (8) 社会一般で通常実施される情報システム開発における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受注者は、当該項目について疑義があるときは、発注者と協議をすることができる。
- (9) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、市と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (10) 業務の仕様は、発注者が最低限度必要と考えているものであるもので、受注者の専門的立場から、他団体の事例や技術革新等を見据え、費用の範囲内で効果的かつ積極的な工夫や提案を求める。
- (11) 市からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (12) 複写及び複製の禁止について、受注者は、市が所有する情報媒体等を市に無断で複写し、又は複製してはならない。市の許可を受けて複写及び複製したときは、本業務終了後直ちに個人情報情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。
- (13) 事故発生時における報告義務について、受注者は、事故が生じたときは、直ちに本市に対して報告するとともに、遅滞なくその状況を市に通知し、市の指示に従いその解決に努めなければならない。
- (14) 受注者における個人情報の保管及び廃棄について、受注者は、本業務に係わる個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当り、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。
- (15) 受注者は、本業務を終了したときは個人情報情報を消去し、再生または、再利用ができない状態にしなければならない。また、市が請求したとき、受注者はその保有する本システム受託業務に係わる個人情報情報を直ちに市に返還しなければならない。
- (16) 本業務により提出される成果物については、市の取組の一環として公表する可能性がある。ただし、公表の内容等については、市と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (17) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に係る疑義については、市と受注者が協議して実施方法等を定めるものとする。